

## さいたま市避難所運営委員会事務要領

### (趣旨)

第1条 大規模な災害の発生に備え、避難所の運営を円滑に行うため、「さいたま市避難所運営委員会設置要綱」に定めるもののほか、避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の事務を定める。

### (役員)

第2条 運営委員会には、避難を予定する地域住民から次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 運営リーダー 1名
- (2) 運営副リーダー 若干名
- (3) 班長 若干名

2 運営委員会は、必要があると認めるとき、その他補佐役を若干名置くことができる。

### (役員の仕事)

第3条 運営リーダーは、会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 2 運営リーダーに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ運営リーダーが指名する運営副リーダーが、その職務を代理する。
- 3 運営副リーダーは、運営リーダーを補佐する。
- 4 班長は、運営委員会に設置する各活動班の総括をする。
- 5 その他補佐役は、指定された職務に従事する。

### (役員を選出)

第4条 役員は、避難予定の地域住民のうちから互選により選出する。

- 2 運営副リーダーは、班長を兼務することができる。

### (役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の役員の仕事の期間中において、当該役員が辞任した場合、又は、避難所から退所した場合は、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の仕事は前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第6条 運営委員会の会議は、運営リーダーが招集し、その議長となる。

- 2 平常時は、会議を年1回以上開催するものとする。
- 3 災害時は、定例会議として毎日開催し、班の意見・要望等を協議する。

### (会議への出席)

第7条 運営委員会を構成する者は、運営リーダーの招集に応じて会議に出席する。

(活動班の設置)

第8条 運営委員会には、原則として次の各号に掲げる活動班を設置する。ただし、必要に応じ、班名・班数を運営委員会で定めることができる。

- (1) 総務班
- (2) 情報班
- (3) 救護班
- (4) 食糧班
- (5) 物資班
- (6) 環境班

2 前項の班には、班長1名を置く。

3 運営委員会は、班活動に必要があると認められるとき、副班長を若干名置くことができる。

(活動班の業務)

第9条 前条第1項の規定により、この運営委員会におかれる活動班の業務は次のとおりとする。

(1) 総務班

- ア 避難者の誘導に関すること。
- イ 生活ルールの作成に関すること。
- ウ 居室空間及び共同利用場所の確保・管理に関すること。
- エ 避難者及び支援を必要とする在宅被災者の名簿作成・管理及びボランティアニーズの把握に関すること。
- オ 避難者の入所・退所等の状況把握に関すること。
- カ 防火・防犯等、安全の確保に関すること。
- キ 運営委員会の庶務・記録に関すること。
- ク 災害対策本部との連絡・調整に関すること。
- ケ ボランティアの受入・管理に関すること。
- コ 他の班の業務に属さないこと。

(2) 情報班

- ア 情報収集、発信、伝達等に関すること。
- イ 安否確認等問い合わせへの対応及び避難者の呼び出しに関すること。
- ウ 郵便物・宅配便等の取次ぎに関すること。
- エ 避難者に対する、運営委員会が決定した事項の伝達に関すること。
- オ 取材対応等報道機関への協力に関すること。

(3) 救護班

- ア けが、急病等の傷病者に対する応急的な処置に関すること。
- イ 医療機関への搬送補助に関すること。
- ウ 医療補助、介護活動に関すること。
- エ 高齢者、障害者等の要配慮者、外国人に対する支援に関すること。

オ 避難施設内の子どもの保育活動及び支援に関すること。

(4) 食糧班

ア 避難者及び近隣の在宅被災者に対する食糧の配給に関すること。

イ 炊き出しに関すること。

ウ 食糧の調達、受入、管理、配布に関すること。

エ 飲料水の調達、受入、管理、配布に関すること。

エ 炊き出しボランティアへの指示に関すること。

オ 不足している食糧の名称及び数量の把握・報告に関すること。

カ 食中毒の防止に関すること。

(5) 物資班

ア 避難者及び近隣の在宅被災者に対する物資の配給に関すること。

イ 物資の調達、受入、管理等に関すること。

ウ 不足している備蓄物資・救援物資の名称及び数量の把握と報告に関すること。

エ 不足している備蓄物資及び救援物資並びに生活必需品の名称及び数量の把握と報告に関すること。

オ 防災資機材や備品の管理に関すること。

カ 在宅被災者のための物資窓口の設置に関すること

(6) 環境班

ア トイレ、ごみ置場、風呂の設置及び衛生管理に関すること。

イ トイレの清掃に関すること。

ウ 避難施設内の清掃及び整理整頓に関すること。

エ 避難施設内の冷房・暖房等生活環境に関すること。

オ 犬、猫その他愛玩動物の飼育に関する指導に関すること。

カ 生活用水の確保、管理、使用に関すること。

(災害時活動の停止)

第10条 運営委員会は、災害発生後において災害時の活動を展開するが、この地域のライフラインが復旧し、かつ被災者が一定の生活を確保することが可能となったとき、または、当該避難所が閉鎖されたときは、災害時の活動を停止する。

(経費)

第11条 運営委員会の開設・運営に係る費用は別途定める。

(補則)

第12条 この要領に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月21日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。